

建設工事標準下請契約約款が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、元請・下請間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、建設工事標準下請契約約款が以下のとおり改正されました。

建設工事関係企業の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願いいたします。

◆ 平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。 **改正内容の詳細は裏面へ！**

契約当事者間の
対等性確保

施工体制の
合理化

契約条件の
明確化

- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、下請約款は、公共工事・民間工事を問わず下請契約全般を対象としています。

○改正後の下請約款はこちらから

○改正後の下請約款本文はこちら

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html

○下請約款新旧対照表はこちら

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html (資料2別添4)

お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)

下請約款の主な改正内容

契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」「乙」から「元請負人」「下請負人」に変更されました
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました
 - ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の元請負人・下請負人間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

※調停人を採用する場合

契約時

契約書に調停人を明記

協議段階

下請負人又は元請負人の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

施工体制の合理化

● 現場代理人の常駐義務が緩和されました

- ◆ 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能
- ◆ このため、元請負人が、一定の場合には常駐義務を緩和できる規定を追加

元請負人は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ元請負人との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

契約条件の明確化

● 工期は、下請負人の施工期間を記載するよう、約款に明記されました

- ◆ 下請契約における工期は、元請負人が注文者から請け負った全体工期ではなく、下請負人の施工期間を記載すべきことが明記されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism